

令和元年12月18日宣告 裁判所書記官 中嶋智子

平成30年(わ)第1668号, 第1811号, 第1967号 強制わいせつ被告事件  
判 決

被告人

5 氏 名 Y  
年 齡 昭和63年 月 日生  
本 籍  
住 居 神奈川県  
職 業

10 弁護人(国選) 山岡遥平  
検察官 岡本涼

主 文

被告人を懲役5年に処する。

未決勾留日数中290日をその刑に算入する。

15 理 由

(犯罪事実)

被告人は

第1 C (当時9歳。以下「C」という)が13歳未満の者であることを知り  
ながら, 平成30年6月10日, 神奈川県藤沢市

20 2階多目的トイレ内において, 同人の陰茎を手指で直接触るとともに,  
同人の肛門内に手指を挿入し, もって, 13歳未満の男子に対し, わいせつな  
行為をした。

第2 A (当時9歳。以下「A」という)が13歳未満の者であることを知り  
ながら, 同年8月8日, 同市 被告人方において,  
25 Aの肛門付近を手指で触り, もって, 13歳未満の男子に対し, わいせつな行  
為をした。

第3 B (当時11歳。以下「B」という)が13歳未満の者であることを知りながら、同年8月23日、前記被告人方において、Bの肛門内に異物を挿入し、もって、13歳未満の男子に対し、わいせつな行為をした。

(証拠) かっこ内の甲乙の番号は検察官請求証拠の番号を示す。

5 【全部の事実】

被告人の公判供述、第4回公判調書中の供述部分

【第1の事実】

被告人の第2回公判調書中の供述部分、警察官調書(乙18, 19)

Cの検察官調書抄本(甲17)

10 戸籍全部事項証明書抄本(甲18)、実況見分調書(甲20)、写真撮影報告書(甲21)、捜査報告書抄本(甲22, 23)、写真撮影報告書(甲24)

【第2, 第3の事実】

第1回公判調書中の被告人の供述部分

【第2の事実】

15 被告人の検察官調書抄本(乙4)、警察官調書抄本(乙2)

Aの検察官調書抄本(甲3)

捜査報告書抄本(甲2, 5。甲2の抄本は平成31年1月31日付けのもの)、戸籍全部事項証明書抄本(甲4)、写真撮影報告書(甲6)

【第3の事実】

20 被告人の警察官調書(乙5, 9)・同抄本(乙6, 8)

Bの検察官調書抄本(甲9。抄本は平成31年2月13日付けのもの)

戸籍全部事項証明書抄本(甲10)、捜査報告書(甲12, 13)、写真撮影報告書(甲14, 15)

(補足説明)

25 1 争点

判示第1の日、同場所に被告人とCがいたこと、判示第2の日、同場所に被告

人とAがいたこと、判示第3の日、同場所に被告人とBがいたことについては、それぞれ争いがなく、証拠上も明らかである。

そして、被告人は、捜査段階を含めて、第4回公判期日（平成31年3月6日実施）までは、自身が判示の各わいせつ行為をしたことを概ね認める旨供述していたが（以下、当該供述を「自白供述」という。なお、被告人は、第5回公判期日（同年4月19日実施）における公判手続の更新の際にも、従前と異なる陳述はしていない）、第6回公判期日（令和元年6月18日実施）において、自身は、C、A及びBに対して判示の各わいせつ行為をしていない旨供述を転じ（以下、当該供述を「否認供述」という）、弁護人も、同供述に基づいて、被告人は、判示第1ないし第3の各強制わいせつ罪について無罪である旨主張している。

そこで、以下、当裁判所が、被告人に判示第1ないし第3の各強制わいせつ罪がいずれも成立すると認定した理由について補足説明する（以下、判示第1の事実に係る事件のことを「C事件」、判示第2の事実に係る事件のことを「A事件」、判示第3の事実に係る事件のことを「B事件」という）。

## 15 2 C事件について

### (1) Cの供述について

ア Cは、捜査段階において、被告人がCにわいせつ行為をした状況につき、  
「ぼくは、 に住んでいる Y という人から、ぼくのちんちん  
をいじられたり、（証拠意見不同意のため中略）しました」「ぼくのおしりの穴に、 Y の指を入れられたこともありました。どの指か見たわけではないけれど、太さとか長さから考えると、親指や小指ではなかったと思います」と供述している（甲17。なお、関係証拠によれば、①判示第1の日に、被告人とCが判示第1のトイレに一緒に出入りしたことをうかがわせる防犯カメラの映像があること、②Cの母親が、その翌日である平成30年6月11日に、Cが自身の陰茎をしごいている姿を目撃し、Cに聞いたところ、Cが、前日に被告人から教えてもらった旨の発言をしたこと、③Cの母

親が、Cを連れ、同月11日に交番

に出頭して被害申告をし、その後、Cが、被害場所として判示第1のトイレを案内したこと、④Cが「お母さんと交番に行ったよりも後の日に、ホビーオフでYに会った日もあって、そのときは、ぼくはYに、けいさつに言ったって言いました。Yに、けいさつに言ったって伝えた後は、

Yから、ちんちんやおしりをいじられることはありませんでした」と供述していること、⑤後記(2)アのとおり、被告人が、判示第1の日・場所において、Cに対し、Cの供述に合致するわいせつ行為をしたことを自白していたことがそれぞれ認められ、それらのことに照らすと、Cは、判示第1の日・場所における出来事として前記供述をしているものと認められる)。

イ Cが年少少年であることや、Cの前記アの供述が弁護人・被告人の反対尋問を経ていないものであることからすれば、同供述の信用性については慎重に判断する必要があるが、被告人がCに対してわいせつ行為をしたことに関し、Cにおいて、敢えて被告人に不利な虚偽の供述をしなければならない理由は見当たらないし、自身が体感して体験した事実について誤解をしているとも考えにくい。

これに対し、弁護人は、Cが、Cの母親の誘導的な質問を契機として前記アの供述をした旨の主張をするが、Cの母親において、Cを誘導し、被告人がCにわいせつ行為をした旨の供述をさせる理由は見出し難い。また、弁護人は、挿入された指の形状等に関するCの供述内容は極めて不自然であり、検察官が誘導したものである旨の主張もするが、当該供述内容は特段不自然なものではない。

## (2) 被告人の自白供述について

ア 被告人は、捜査段階において、自身がCにわいせつ行為をした状況等につき、「逮捕された当日は、Cと一緒にトイレに入ったことまでは認めましたが、それ以外のことは覚えていないと言いました。弁護士と相談していない

状態だったので、どこまで何を話していいのかわからなかったからです。今日は、私の記憶の中で、覚えていることとそうでない部分を整理しながら話します」と前置きした上で（乙18）、「Cと二人でトイレに入った。Cがズボンとパンツを下して、洋式トイレで大便をした。Cが尻を拭いている時、  
5 Cの陰茎を弄ぼうと思い、Cに『ちょっとそのまま立ってて』と言って、ズボンとパンツを下した状態で立たせた。Cの前に屈み、自分の右手の平に唾をつけた。そのほうが、陰茎をしごきやすくなり、気持ちもいいだろうと思った。Cの陰茎を前後にゆっくりとしごいていると、Cの陰茎が勃起したので、気持ちがいいのだろうと思った。Cの陰茎が臭かったので舐めはしなかった。  
10 Cの肛門に指を入れて前立腺を刺激しようと思い、おむつ交換台にCの両手をつかせ、自分の右手中指に唾をつけて、Cの尻の前でしゃがんだ状態から、右手中指をCの肛門に入れた。Cは大便をした直後だったが、尻を拭いていたので抵抗はなく、仮に大便が手についたとしても、後で洗えばいいと思った。右手中指を第一関節くらいまで入れたところで、Cが『痛い』  
15 と言ったので、反射的に指を抜いた。Cに『痛かった、ごめんね』と言うと、Cが『うん』と言った」などと供述している（乙18、19）。

その供述内容は、被告人自身の心情を交えた具体的かつ詳細なものであり、特段不自然、不合理な点も認められない。そして、被告人は、捜査段階において、前記供述に沿う犯行再現も行っている（甲24）。

20 イ また、被告人は、第2回公判期日（平成31年2月1日実施）における罪状認否の際には、Cの陰茎を手指で直接触ったことについて認める一方、Cの肛門に手指を挿入したことについては、そのような行為をしようとしたことは間違いないが、手指が肛門に入ったかどうかについては、はっきりとは覚えていない旨供述し、さらに、第4回公判期日における被告人質問の際にも、  
25 自身の指に唾をつけてCの陰茎をしごいたことについて認める一方、Cの肛門に手指を挿入したことについては、記憶が曖昧で、はっきり覚えてい

ない旨供述している。

(3) Cの供述及び被告人の自白供述の信用性等について

5       ア 前記(1)及び(2)のとおり、判示第1の日・場所において、被告人がCの陰茎を手指で直接触ったとする点については、Cの供述の内容と被告人の自白供述の内容が一致し、また、同日・同場所において、被告人がCの肛門内に手指を挿入したとする点については、Cの供述の内容と被告人の捜査段階の供述の内容が一致している。そして、Cが虚偽供述をする理由が見当たらず、誤解をしているとも考えにくいこと、被告人の捜査段階の供述が具体的かつ詳細なものであり、特段不自然、不合理な点が認められず、これに沿う被告人の犯行再現が行われていることは、既述のとおりである。さらに、被告人は、第2回及び第4回公判期日において、Cの肛門内に手指を挿入したかどうかについては記憶が曖昧であるとしているが、当該事実を積極的に否定しているわけではない。

15       以上からすると、被告人がCの陰茎を手指で直接触ったとする点に係るCの供述及び被告人の自白供述、被告人がCの肛門内に手指を挿入したとする点に係るCの供述及び被告人の捜査段階の供述は、いずれも高く信用できるというべきである。

イ なお、弁護人は、被告人の自白供述には任意性がない旨主張する。

20       そこで検討するに、被告人は、捜査の早い段階のこととして、取調べを担当した大森美穂検察官から「黙秘していると被害者の言うとおりに起訴する」などと言われ、逮捕時の被疑事実である強制性交罪で起訴されるのかと思った旨供述する（第7回公判・被告人供述調書24ないし26頁、第8回公判・被告人供述調書11頁）。

25       しかしながら、大森検察官がそのような発言をしたか否かの真偽は措くとして、仮に、そのような発言があったとしても、①被告人がC事件について逮捕された平成30年9月6日の翌日である同月7日の時点で、既に現在の

弁護人である山岡遥平弁護士が弁護人として選任されていたこと（一件記録）、  
②被告人の供述においても、弁護人から黙秘権の説明は受けており、大森検  
察官の前記発言についても弁護人に相談したとされていること（第7回公  
判・被告人供述調書17頁、第8回公判・被告人供述調書13頁）、③前記(2)  
5 アのとおり、被告人が平成30年9月21日に行われた警察官の取調べの際、  
「逮捕された当日は、Cと一緒にトイレに入ったことまでは認めましたが、  
それ以外のことは覚えていないと言いました。弁護士と相談していない状態  
だったので、どこまで何を話していいのかわからなかったからです。今日は、  
私の記憶の中で、覚えていることとそうでない部分を整理しながら話します」

10 （乙18）と供述していることに照らせば、少なくとも同日以降、被告人は、  
自身に黙秘権が認められていることを確知し、弁護人との打合せも十分した  
上で、大森検察官がしたとする前記発言には左右されずに、自白供述をした  
ものと推認できる（なお、本件において事実認定の証拠とした大森検察官作  
成の被告人の検察官調書は、A事件に係る乙4だけであり、C事件及びB事  
15 件に係るものは含まれていないことを付言しておく）。

そして、弁護人が他に種々主張しているところを検討してみても、C事件  
に関する被告人の自白供述についてその任意性を疑わせる事情があるとは認  
められず、同事件に関し、被告人の自白供述については任意性がない旨の弁  
護人の主張は採用できない。

20 (4) 被告人の否認供述について

ア これに対し、被告人は、C事件に関する事実関係や自白供述をした理由等  
について、第6回公判期日以降、要旨、次のように供述している。

25 (ア) 被告人とCと一緒にトイレに入り、Cがズボンとパンツを脱いで、トイ  
レをし出したところまでは、これまでに供述していたとおりである。被告  
人は、座っているCの陰茎とももの間の便器の中に、冗談で唾を吐いたが、  
Cの陰茎をしごいたり、肛門に指を入れたりしていない。その後は、ス

マホでゲームをしていたが、Cのトイレが終わったので、トイレを出た。  
トイレを出て遊んだ後、Cを送るためにCの家の近くの駐車場まで行った  
際、被告人の吐いた唾がCのズボンの股間にかかったため、被告人がウェ  
ットティッシュで唾を拭いたところ、Cの陰茎がだんだん固くなってきた  
5        ので、こんな年でも勃起するのかと思った。（第6回公判・被告人供述調  
書16ないし20頁）

(イ) C事件に関して逮捕された時点では、Cにわいせつな行為をしたかどう  
か記憶が曖昧だったが、警察官や検察官から取調べを受けているうちに、  
わいせつな行為をしたのかもしれないと思うようになった。しかし、弁護  
10        人が送ってくれた「性的攻撃」という本に、4歳から十何歳くらいのとき  
にマスターベーションをしたと書かれているのを見て、そんな年齢でも勃  
起するのかと思い、それをきっかけとして、（令和元年）5月のゴールデン  
ウィーク前頃に、過去の性的なことを全部思い出し、C事件やB事件に  
ついて、被告人が中学校1年生のときのエピソードと混同していることに  
15        気が付いた。C事件と混同したエピソードは、被告人が、公園の多目的ト  
イレで、小学生の男の子の肛門に指を入れたり、陰茎をなめたりし、さら  
に、その男の子の家のベッドの中で、その男の子の陰茎をしごいたとい  
うものである。（第6回公判・被告人供述調書11ないし15、21ないし  
26頁、第7回公判・被告人供述調書19、20、22、23、36頁、  
20        第8回公判・被告人供述調書5ないし9頁）

イ        しかしながら、被告人の前記アの供述中、Cに対するわいせつ行為を否認  
する部分については、次の理由から信用できない。

(ア) 一件記録によれば、被告人がC事件について通常逮捕されたのは、平成  
30年9月6日であるところ（なお、同逮捕に係る被疑事実は、Cを被害  
25        者とする肛門性交であった）、C事件が起きたとされる同年6月10日に  
自身がCにわいせつ行為をしたか否かという重大な事実について、その約

3 か月後の逮捕時に記憶が曖昧であったというのは、その経過期間の短さからして、いささか不自然といわざるを得ない。また、被告人の供述によれば、被告人は、前刑の執行が終了した平成30年3月7日（満期出所）の後、年少者に故意のわいせつ行為をしたことは一切ないというのであるが（第6回公判・被告人供述調書27，28頁），そのように誤解が生じるような状況がない中で、自身がCにわいせつな行為をしたかもしれないと思うようになるというのも不自然である。

(イ) C事件の当時、29歳であった被告人が、同事件のことと自身が中学1年生であったときのこととを混同するというのは、前記(ア)の事情も相まって、かなり不自然である。また、被告人の前記アの供述に従うと、被告人の記憶の混同は、被告人とCと一緒にトイレに入ったり、Cが用を足したりした場面では生じていないのにもかかわらず、犯罪成立の核心となるわいせつ行為自体の場面では生じているということになり、一貫性や合理性に欠けていて不自然である。さらに、「性的攻撃」を読んで記憶の混同に気付いたとする点は、Cが勃起をしたことを思い出したことの説明になる余地はあるものの、被告人がCにわいせつ行為をしていないことを思い出したことの説明にはならない。

(ウ) C事件、A事件及びB事件が近接した時期の出来事であるにもかかわらず、C事件とB事件に関しては、それらの事件と混同するほどに、過去のエピソードの記憶が曖昧であったはずであるのに（B事件については、後記4(4)ア(イ)）、A事件に関しては、同事件とすり替えられるほどに、過去のエピソードの記憶が明確である（後記3(4)ア(イ)）というのも、場当たり的で一貫性がなく、不自然である。

(エ) 被告人の前記アの供述を前提とすると、Cは、自身が被告人から全く受けていないわいせつ行為について真実と異なる供述をしていることになるが、Cがそのような供述をする合理的な理由が見出し難い。

(5) 小括

以上によれば、被告人は、高く信用できるCの供述及び被告人の自白供述又は捜査段階の供述のとおり、Cの陰茎を手指で直接触るとともに、Cの肛門内に手指を挿入するわいせつ行為をしたものと認められる。

5 3 A事件について

(1) Aの供述について

ア Aは、捜査段階において、被告人がAにわいせつ行為をした状況等につき、  
「ぼくは、お兄ちゃん（氏名省略）といっしょに、 Y の家に行  
ったときに、 Y から、イヤなことをされました」「 Y からされたイ  
ヤなことというのは、ぼくのおしりのあなに、（証拠意見不同意のため中略）  
入れられたことです」「おしりのあなの中に、5センチメートルくらい入っ  
てきた感じがありました」「ぼくは、 Y の部屋の床にあったふとんの上  
で、パンツとズボンをぬいで、下向きのうつぶせで横になりました」「 Y  
は、ぼくの後ろ側にいて、ぼくのおしりのあなに、（証拠意見不同意のため中略）入って来ました」「ぼくはイタイ、と言ったと思うけれど、（証拠  
意見不同意のため中略）」「ぼくのおしりのあなに入れるのは、1回入れて  
ぬいて終わり、数分で終わったと思います」「終わった後、ぼくは、（証拠  
意見不同意のため中略）トイレのトイレットペーパーを借りておしりをふき  
ました。ぼくのおしりはぬるぬるしていた気がしたけれど、トイレットペー  
パーに何か色がついたりすることはありませんでした」と供述している（甲  
3。なお、Aが判示第2の日・場所における出来事として前記供述をしてい  
ることは争いがなく、関係証拠からも明らかである）。

イ Aが年少少年であることや、Aの前記アの供述が弁護人・被告人の反対尋  
問を経ていないものであることからすれば、同供述の信用性についても慎重  
に判断する必要があるが、被告人がAに対してわいせつ行為をしたことに関  
し、Aにおいて、敢えて被告人に不利な虚偽の供述をしなければならない理

由は見当たらないし、自身が体感して体験した事実について誤解をしているとも考えにくい。さらに、Aの供述内容は、相応に具体的である。

これに対し、弁護人は、Aが、判示第2の日、被告人方から出た後に警察官から話しかけられた際、被告人から嫌なことをされたとは話さなかったことを根拠として、Aの前記アの供述が信用できない旨の主張をするが、この点について、Aは、「当該警察官が警察官の服装をしていなかった上、急に後ろから走ってきたのでびっくりしたこともあって話さなかったが、警察官であることが分かったり、男の警察官なら話しても怒られず、それほど恥ずかしくもなかったりしたことから、（平成30年）9月に、嫌なことをされたことについて話をした」旨の説明をしているところ（弁護人主張のような、単に「相手が男性だから話をした」という説明ではない）、その説明内容に特に不合理なところはない。また、弁護人は、Aが、被告人のことが嫌いである旨の供述をしていることを根拠として、Aには被告人を陥れる動機がある旨の主張もするが、いくら嫌いであるからといって、供述時9歳のAが、敢えて虚偽のわいせつ行為の事実を捏造までして被告人を陥れようとするとは考え難い。

## (2) 被告人の自白供述について

ア 被告人は、捜査段階において、自身がAにわいせつ行為をした状況等につき、「うつ伏せでゲームをしているAの姿を見て、えっちなことをしたい気持ちになった。掛け布団をAの尻のあたりに掛けた。肛門の中に指が入りやすくするため、右手中指に自分の唾をつけた。掛け布団の中に両手を差し入れ、左手でパンツとズボンを上につまみ上げるように上げ、尻とパンツの間の隙間に右手を差し入れ、右手の中指の腹で、尻の穴部分をなぞるようにした。中指を肛門に入れようとしたときに、肛門に近い部分の皮膚をガリッと爪で引っかけてしまった。その瞬間、Aが『痛い』と言ったので、直ぐに手を尻から引っ込めてやめた」などと供述している（乙2、4）。

その供述内容は、被告人自身の心情を交えた具体的かつ詳細なものであり、  
特段不自然、不合理な点も認められない。

イ また、被告人は、第1回公判期日（平成30年11月27日実施）における  
罪状認否の際には、訴因変更前の公訴事実に係る「Aの肛門内に異物を挿  
入し」の部分是否認しつつも、自身がAに対してわいせつ行為をしたこと自  
体は積極的に争わず、さらに、第4回公判期日における被告人質問の際には、  
Aの肛門に指を入れようとしたが、結局、入れなかったことなどについて、  
捜査段階と同様の供述をしている。

(3) Aの供述及び被告人の自白供述の信用性等について

ア 前記(1)及び(2)のとおり、判示第2の日・場所において、態様に差異はある  
ものの、被告人がAの肛門に対してわいせつ行為を行い、その際にAが痛み  
を感じたとする点については、Aの供述の内容と被告人の自白供述の内容が  
一致している。そして、Aが虚偽供述する理由が見当たらないこと、被告人  
の捜査段階の供述が具体的かつ詳細なものであり、特段不自然、不合理な  
点が認められないことは、既述のとおりである。他方、わいせつ行為の態様  
についてみるに、この点に関してAが誤解をしていると考えにくいことは既述  
のとおりであり、Aの供述にも相応の信用性はあるものの、同供述と被告人  
の自白供述の信用性との優劣は、にわかに断じ難い。

以上によると、被告人がAの肛門に対してわいせつ行為をしたとする点に  
ついては、Aの供述及び被告人の自白供述がいずれも高く信用できるという  
べきであるが、当該わいせつ行為の態様の点については、被告人にとって有  
利に解し、被告人の自白供述のほうが信用性が高いとみるべきである。

イ なお、A事件に関し、被告人の自白供述については任意性がない旨の弁護  
人の主張が採用できないことは、前記2(3)イと同様である。

(4) 被告人の否認供述について

ア これに対し、被告人は、A事件に関する事実関係や自白供述をした理由等

について、第6回公判期日以降、要旨、次のように供述している。

5 (ア) AとAの兄が被告人方に来たことは間違いない。その際、スマホのアプリのゲームで一番点数の低かった者に罰ゲームをすることになり、Aの兄が、うつ伏せになったAの服の上から「浣腸」（着衣の上から肛門に指を突き立てる子供の遊びのこと。以下、括弧付きで「浣腸」という）をし、Aが「痛い。痛い」と言った。被告人は、Aの素肌に触っていないし、Aに「浣腸」をしてもいない。（第6回公判・被告人供述調書1ないし4頁）

10 (イ) A事件に関しては、Aにわいせつ行為をしていないことは最初から記憶していたが、過去のエピソードとすり替えて話をした。これまでAの兄がAに「浣腸」をしたことを言わなかったのは、Aの兄にとって、そのことを裁判の場で聞かれることがかわいそうな気がしたり、警察官から「頼む」とか「生活がかかっているから」とか言われ、何かしたことにしないとまずいかなと思ったりしたからである。C事件で刑務所に行くことが確実だ  
15 ろうと思っていたので、1件2件くらいいいと思っていたが、Cにわいせつな行為をしていないことを思い出し、Aにわいせつな行為をしたとうそをついてまで刑務所には行きたくないと思ったので、していないと言うことにした。（第6回公判・被告人供述調書4ないし6頁、第7回公判・被告人供述調書8ないし12、36、37頁、第8回公判・被告人供述調書9頁）

20 イ しかしながら、被告人の前記アの供述中、Aに対するわいせつ行為を否認する部分については、次の理由から信用できない。

25 (ア) Aの兄が「浣腸」をしたことが裁判の場で明らかになったとしても、Aの兄に特段の不利益は及ばないといえるところ、そのような常識的な判断は、被告人においても当然にできたはずであるし、それでもなおかわいそうだというのであれば、単に、「浣腸」に関しては何も言及しなければ足りることであって、被告人が無実の罪をかぶって虚偽の自白をする理由に

はならない。警察官から頼まれたなどとする点についても、仮にそのような事実があったとしても、被告人が無実の罪をかぶって虚偽の供述をする合理的な理由にはなり難い。

5 (イ) 前記2(4)イ(イ)のとおり、「性的攻撃」を読んでCにわいせつな行為をしていないことを思い出したとする被告人の供述は信用できないから、思い出したことを契機としてAに対するわいせつ行為を否認することにした旨の被告人の供述もまた信用できない。

(ウ) C事件、A事件、B事件の間で、被告人のエピソードの記憶の程度に一貫性がなく不自然であることは、前記2(4)イ(ウ)のとおりである。

10 (エ) Aにおいて、自身が被告人から全く受けていないわいせつ行為について真実と異なる供述をする合理的な理由が見出し難いことは、前記2(4)イ(エ)と同様である。

#### (5) 小括

15 以上によれば、被告人は、信用性の高い被告人の自白供述のとおり、Aの肛門付近を手指で触るわいせつ行為をしたものと認められる。

### 4 B事件について

#### (1) Bの供述について

ア Bは、捜査段階において、被告人がBにわいせつ行為をした状況等につき、「ぼくは Y から呼ばれて、Y の部屋の布団のところに行きました。

20 Y がどうしてぼくを呼んだのかは、分かりません」「Y に呼ばれたとき、Y は、布団の中で横になっていて、ぼくも布団の中に入って横になりました。Y は、ぼくのズボンとパンツをひざの少し下辺りまでおろしました」「ぼくは横を向いて寝っ転がっていて、Y はぼくの背中側にいたので、Y がズボンやパンツをぬいだのかは分かりません。それから、

25 Y は、ぼくのおしりの穴に、何かを入れました。イタかったかどうかや、冷たかったかどうかなどは、今は覚えていません。何センチくらいおしりの

中に入ったのかは覚えていないけれど、何かがおしりの穴の中に入ってきたことは間違いありません。おしりの中に何かが入ったとき、ぼくの上に布団はかかっていたと思います。入ってきた何かは、1回入って2～3分くらいで、抜かれました。それで、ぼくは自分でズボンとパンツを上げてはいて、  
5 布団から出ました」と供述している（甲9。なお、Bが判示第3の日・場所における出来事として前記供述をしていることは争いがなく、関係証拠からも明らかである）。

イ Bが年少少年であることや、Bの前記アの供述が弁護人・被告人の反対尋問を経ていないものであることからすれば、同供述の信用性についても慎重  
10 に判断する必要があるが、被告人がBに対してわいせつ行為をしたことに関し、Bにおいて、敢えて被告人に不利な虚偽の供述をしなければならない理由は見当たらないし、自身が体感して体験した事実について誤解をしているとも考えにくい。さらに、Bの供述内容は、相応に具体的である。

これに対し、弁護人は、Bが、布団に入ってから出るまでにBも被告人も何かを話した記憶がないと供述している点が不自然である旨の主張をするが、  
15 当該供述内容は特段不自然なものではない。そして、他に弁護人がBの供述に関して指摘する点も、同供述の信用性を左右しない（なお、弁護人が弁論要旨9頁において甲10として引用する供述調書は、甲11の供述調書の誤りと解されるところ、弁護人が指摘する「布団に入った後、『何をしているの』と聞いた」との部分は、取調済みの同供述調書（証拠意見同意部分）には含まれていないことを付言しておく）。

## (2) 被告人の自白供述について

ア 被告人は、捜査段階において、自身がBにわいせつ行為をした状況等につき、「Bが『やりたい』と言うので被告人が手招きすると、Bが被告人のい  
25 る布団まで来た。被告人とBが布団で横になり、他の少年から見られないように、肩から足元にかけて掛け布団を掛けた。Bは、被告人のタイプではな

く、性的な欲求を感じなかったので、陰茎を入れる気はなかったが、代わりに指を肛門に入れて、気持ちよくさせようと思った。肛門に指が入りやすくするため、自分の左手中指の腹に唾を垂らした。被告人が脱がしたわけではないが、Bのズボンとパンツが脱げていた。左手中指をL字に曲げて、その先端部を肛門内にゆっくり挿入した。Bの肛門内は温かく、指を入れた瞬間にキュッと締め付ける感覚があった。中指の付け根まで挿入するつもりだったが、第1関節と第2関節のあたりまで挿入した時点で、Bが『痛い』と言ったので、直ぐに指を抜いた。Bは、パンツとズボンを自分で履き、『やらなきゃよかった』と言った」などと供述している（乙6，8，9）。

その供述内容は、被告人自身の心情を交えた具体的かつ詳細なものであり、Bが自ら「やりたい」と言ったとする点はともかくとして、それ以外には特段不自然、不合理な点も認められない。そして、被告人は、捜査段階において、前記供述に沿う犯行再現も行っている（甲15）。

イ. また、被告人は、第1回公判期日における罪状認否の際、Bの肛門内に異物を挿入したとする公訴事実を認め、さらに、第4回公判期日における被告人質問の際にも、Bの肛門に手指を入れた経緯や、温かい感触がしたことなどについて、捜査段階と同様の供述をしている。

(3) Bの供述及び被告人の自白供述の信用性等について

ア 前記(1)及び(2)のとおり、判示第3の日・場所において、被告人がBの肛門に手指を含む異物を挿入したとする点については、Bの供述の内容と被告人の自白供述の内容が一致している。そして、Bが虚偽供述をする理由が見当たらず、誤解をしているとも考えにくい上、その供述内容が相応に具体的であること、被告人の捜査段階の供述が具体的かつ詳細なものであり、特段不自然、不合理な点が認められず、これに沿う被告人の犯行再現が行われていることは、既述のとおりである。

以上からすると、被告人がBの肛門内に手指を含む異物を挿入したとする

Bの供述及び被告人の自白供述は、いずれも高く信用できるというべきである。

イ なお、被告人は、B事件の取調べの際、D 警察官から、Bの連絡先を弁護人に教えていないのにもかかわらず、「弁護人に教えたから黙秘してないように」と嘘をつかれたので、B事件のことを話した旨供述する（第8回公判・被告人供述調書12, 13頁）。

しかしながら、仮に、D 警察官がそのような発言をしたとしても、その発言内容は、直ちに被告人の供述の任意性に影響するようなものではないし、前記2(3)イに掲記した事情も併せ考慮すれば、当該発言があったために被告人が任意性を欠く自白供述をしたとは考え難い。

そして、弁護人が他に種々主張しているところを検討してみても、B事件に関する被告人の自白供述についてその任意性を疑わせる事情があるとは認められないことは前記2(3)イと同様であり、B事件に関し、被告人の自白供述については任意性がない旨の弁護人の主張は採用できない。

(4) 被告人の否認供述について

ア これに対し、被告人は、B事件に関する事実関係や自白供述をした理由等について、第6回公判期日以降、要旨、次のように供述している。

(ア) 被告人とBが布団で横になり、布団をかぶせて、Bの肛門に指を入れようとしたところまでは、これまでに供述していたとおりである。その後、他の少年が、「マジかよ、キモい」などと言い、布団をめくろうとしたため、やる気がなくなり、Bの肛門に指を入れなかった。その際に、Bの陰茎が勃起しているのかズボンの上から触れてみると、勃起していたので、こんな年でも勃起するんだと思った。（第6回公判・被告人供述調書7ないし10頁）

(イ) B事件に関して逮捕された時点でも、Bにわいせつな行為をしたかどうか記憶が曖昧だったが、警察官や検察官から取調べを受けているうちに、

わいせつな行為をしたのかもしれないと思うようになった。「性的攻撃」を見て、中学校1年生のときのエピソードと混同していることに気が付いたことは、前同様である（前記2(4)ア(イ)）。B事件と混同したエピソードは、被告人が、自宅のベッドの上で、近所の子供の肛門に指を入れたというものである。（第6回公判・被告人供述調書11ないし15，24ないし26頁，第7回公判・被告人供述調書15，16，19，20，36ないし38頁，第8回公判・被告人供述調書7ないし10頁）

イ しかしながら、被告人の前記アの供述中、Bに対するわいせつ行為を否認する部分については、次の理由から信用できない。

(ア) 一件記録によれば、被告人がB事件について通常逮捕されたのは、平成30年10月17日であるところ（なお、同逮捕に係る被疑事実は、Bを被害者とする肛門性交であった），B事件が起きたとされる同年8月23日に自身がBにわいせつ行為をしたか否かという重大な事実について、その約2か月後の逮捕時に記憶が曖昧であったというのは、その経過期間の短さからして、いささか不自然といわざるを得ない。また、前刑執行終了後、年少者に故意のわいせつ行為をしたことは一切ないとの供述との関係で、被告人の前記アの供述が不自然であることは、前記2(4)イ(ア)と同様である。

(イ) B事件の当時、30歳であった被告人が、同事件のことと自身が中学1年生であったときのことを混同するのがかなり不自然であること、被告人の記憶の混同が、Bの肛門に指を入れようとした場面までは生じていないにもかかわらず、犯罪成立の核心となるわいせつ行為自体の場面では生じているということが、一貫性や合理性に欠けていて不自然であること、被告人がいう記憶の混同に気付いた理由が、被告人がBにわいせつ行為をしていないことを思い出したことの説明にはならないことは、前記2(4)イ(イ)と同様である。

(ウ) C事件, A事件, B事件の間で, 被告人のエピソードの記憶の程度に一貫性がなく不自然であることは, 前記2(4)イ(ウ)のとおりである。

(エ) Bにおいて, 自身が被告人から全く受けていないわいせつ行為について真実と異なる供述をする合理的な理由が見出し難いことは, 前記2(4)イ(エ)と同様である。

#### (5) 小括

以上によれば, 被告人は, 高く信用できるBの供述及び被告人の自白供述のとおり, Bの肛門内に手指を含む異物を挿入するわいせつ行為をしたものと認められる。

#### 5 まとめ

以上の次第であるので, 被告人には, 判示第1ないし第3の各強制わいせつ罪がいずれも成立する。

(累犯前科)

#### 1 事実

(1) 平成25年9月25日宣告, 神戸地方裁判所尼崎支部, 占有離脱物横領・暴行・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(兵庫県)違反の各罪, 懲役10か月, 平成26年6月24日刑執行終了

(2) 平成27年7月15日宣告, 横浜地方裁判所, 強制わいせつ・児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反の各罪((1)の刑執行終了後の犯行), 懲役2年6か月, 平成30年3月7日刑執行終了

#### 2 証拠 前科調書(乙13), 判決書抄本(乙14, 15)

(法令の適用)

罰条(第1ないし第3) いずれも刑法176条後段

累犯加重(第1ないし第3) いずれも刑法59条, 56条1項, 57条(3犯)

併合罪の処理 刑法45条前段, 47条本文, 10条(犯情の最

も重い第1の罪の刑に加重)

未決勾留日数の算入

刑法21条

訴訟費用の不負担

刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

5 本件は、被告人が、9歳から11歳までの男子児童3名に対し、判示のとおり  
のわいせつ行為をしたという強制わいせつの事案である。いずれの犯行も、被害児童  
らの思慮分別の未熟さに乗じた悪質な態様のものであり、被害児童らの情操に及ぼ  
した悪影響も強く懸念される。そして、被告人は、自身の性的欲求を満たすために  
10 本件各犯行に及んだものと認められ、その動機に酌量の余地はない。さらに、被告  
人は、前記累犯前科に係る判決に加え、平成19年1月11日に窃盗・強制わいせ  
つ・強姦の各罪により懲役3年以上6年以下の判決を受けているところ、その最終  
刑の執行終了時(平成30年3月7日)からさして時日を経ないうちに、続けざま  
に本件各犯行に及んでおり、かかる被告人の規範意識は希薄であるとみざるを得ず、  
とりわけ性犯罪に関してはその点が顕著といえる。したがって、被告人の刑事責任  
15 は重く、その量刑を左右するような被告人のために酌むべき事情も特に見当たらな  
いことから、被告人を主文の刑に処することとした。

(求刑—懲役5年)

令和元年12月18日

横浜地方裁判所第1刑事部

20

裁判官

橋本

健